

プログラム2.

企業の健康づくりについて（健康診断など）

1. 協会けんぽ埼玉支部における保健事業について

【健康保険法第150条】

保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導（以下この項及び第154条の2において「特定健康診査等」という。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であって、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

健康診査を行います

被保険者：委託健診実施機関で**生活習慣病予防健診**を実施
（埼玉県内では127機関と契約）※令和3年4月末時点

※生活習慣病予防健診を利用されない場合は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、労働安全衛生法に基づく定期健診の結果を提供していただくこととなります。

被扶養者：他保険者と共同して**地域医師会等**と契約し**特定健康診査**を実施（受診券を発行）

保健指導を行います

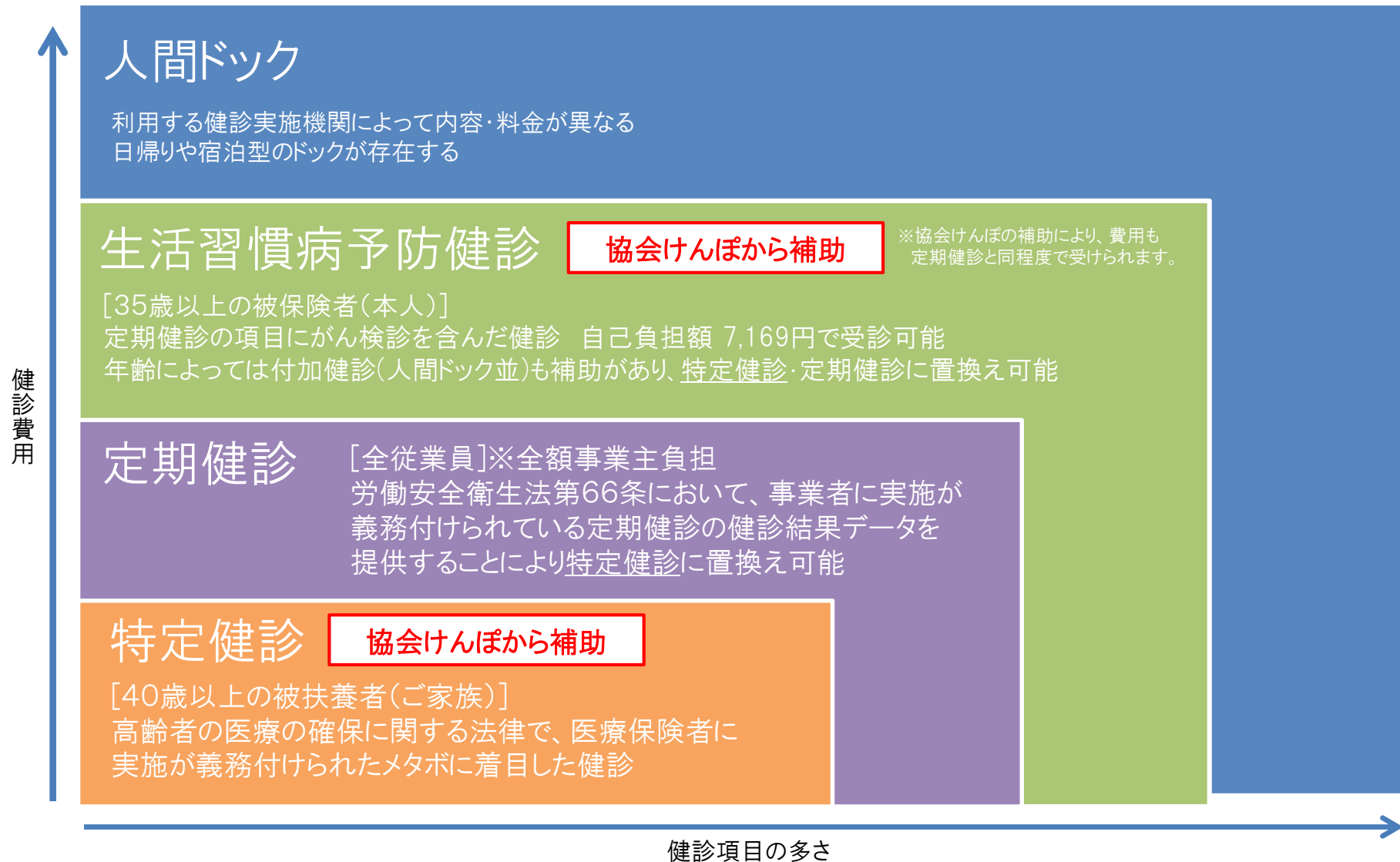
被保険者：**協会けんぽ保健師等**が実施
（一部業務委託しており、現在32機関と契約）※令和3年4月末時点

被扶養者：他保険者と共同して**地域医師会等**と契約し実施（利用券を発行）

健康づくり事業等を行います

- ・重症化予防事業を実施
- ・健康づくりセミナー、健康相談等を実施
- ・健康経営の推進（コラボヘルスの実施）

各種健診の比較



参考：各種健診の検査項目の比較

健診項目		特定健診	労働安全衛生規則 での定期健診	協会けんぽの生活 習慣病予防健診
身体計測・診 察	問診	○	○	○
	身長	○	○	○
	体重	○	○	○
	BMI	○	○	○
	腹囲	○	○	○
	業務歴		○	
	既往歴	○	○	○
	自覚症状	○	○	○
	他覚症状	○	○	○
血圧	血圧(収縮期・拡張期)	○	○	○
脂質	総コレステロール定量			○
	中性脂肪	○	○	○
	HDL-コレステロール	○	○	○
	LDL-コレステロール	○	○	○
	AST(GOT)	○	○	○
	ALT(GPT)	○	○	○
	γ -GT(γ -GTP)	○	○	○
	ALP			○
代謝系	空腹時血糖	●	●	●
	HbA1c	●	■	●
	随時血糖	●	●	●
	尿酸			○
血液一般	ヘマトクリット値	■		○
	血色素量	■	○	○
	赤血球	■	○	○

健診項目		特定健診	労働安全衛生規則 での定期健診	協会けんぽの生活 習慣病予防健診
尿・腎機能	尿糖	○	○	○
	尿蛋白	○	○	○
	潜血			○
	血清クレアチニン	■	■	○
生理学検査	視力		○	○
	聴力		○	○
	心電図	■	○	○
	胸部エックス線検査		○	○
	胃部エックス線検査			○
	胃部内視鏡検査			■
	眼底検査	■		■
	喀痰検査		■	
各種がん検 査など	便潜血			○
	直腸検査			■
	HBs抗原			◆
	HCV抗体			◆
	子宮頸がん			△
	乳がん			△
医師の診断(判定)		○	○	○

○：必須項目
 ■：医師の判断に基づき選択的に実施する項目
 ●：いずれかの項目の実施で可
 ◆：希望により実施する項目
 △：希望により実施する項目

協会けんぽが補助を行う健康診断について

生活習慣病予防健診

被保険者（加入者）

一般健診

対象となる方：35歳～74歳の方

健診項目：診察等・問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・便潜血反応検査・心電図検査・胸部レントゲン検査・胃部レントゲン検査

注意：セット健診ですので、
選択での受診はできません

子宮頸がん検診

対象となる方：20歳～38歳の偶数年齢の女性の方

一般健診に追加可能な健診

付加健診 対象：40歳・50歳の方

乳がん検診 対象：40歳～74歳の偶数年齢の女性の方

子宮頸がん検診 対象：36歳～74歳の偶数年齢の女性の方

肝炎ウィルス検査 対象：過去にC型肝炎ウィルス検査を受診していない方

注意：一般健診を受診する方が対象
です（単独では受診できません）

特定健康診査

被扶養者（家族）

基本的な健診

対象となる方：40歳～74歳の方

健診項目：診察等・問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査

注意：がん検診は含まれて
いません

詳細な健診

対象となる方：健診結果などに基づいて医師が必要と判断した方

健診項目：心電図検査・眼底検査・貧血検査・血清クレアチニン検査

◆がん検診：被扶養者（家族）の方のがん検診については、健康増進法第19条の2に基づき市町村が実施主体となっています。ご家族の方は、協会けんぽの特定健康診査とあわせ、市町村のがん検診も受診して下さい。（詳細はそれぞれの市町村にお問い合わせ下さい）

生活習慣病予防健診 ～加入者ご本人～

加入者ご本人様向けに、生活習慣病予防健診をご案内しています。労働安全衛生法で定められる一般定期健診より、検査項目が充実していて費用の助成がありますので是非ご利用ください。

対象者

35～74歳の加入者ご本人

費用(自己負担額)

最高7,169円

利用方法

- ① 受診を希望する健診機関に予約します。
- ② 健診機関から問診票や検査キットが郵送されます。
- ③ 予約日当日、保険証、問診票等を持参し健診を受けます。
- ④ 2週間程度で検査結果が送付されます。

ご注意ください

- ・毎年3月下旬頃に対象者を掲載した一覧表を事業所宛に送付いたします。(1月初旬のデータ抽出)
※新規にご加入された場合は送付時期が異なる場合があります。
- ・受診日に資格喪失している方は受診できません。
- ・日程や健診項目の変更、キャンセルについては、健診機関と十分に調整をしてください。
- ・健診項目は全てセットとなります。当日の体調及び医師の指示以外で健診項目を減らすことはできません。
- ・健診結果は受診者のプライバシー保護に留意したうえで、原則事業主を経由して受診から2週間程度で送付されます。受診者個人の同意なしに事業主が開封、確認することは認められません。



特定健康診査 ～加入者ご家族～

加入者ご家族様向けに、特定健康診査をご案内しています。対象となる方に「受診券」を送付させていただきます。

対象者

40～74歳の加入者ご家族(被扶養者)

費用(自己負担額)

無料～1,304円

利用方法

- ① 協会けんぽから受診券が送付されます。
- ② 受診を希望する健診機関に予約します。
- ③ 予約日当日、受診券と保険証を持参して健診を受けます。
- ④ 健診結果を郵送または来院で確認します。

ご注意ください

- ・毎年4月初旬、ご自宅に『特定健康診査受診券』を送付いたします。
※新規にご加入時は送付時期が異なる場合があります。
- ・受診日に扶養解除(資格喪失)している方は受診できません。
- ・県外での受診を希望される場合には、都道府県各支部にお問い合わせください。
- ・健診項目は全てセットとなります。当日の体調及び医師の指示以外で健診項目を減らすことはできません。

受診券

この受診券の送付先

特定健康診査受診券(セット券)

年 月 日交付

受診券番号
被扶養者氏名
受診者の氏名
受診者の生年月日

有効期間
健診内容

受診券の送付先

特定健康診査(セット券)

この券は、特定健康診査を受ける際に必要となります。また、特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高いと判断された場合は、この券を基に、医師の指導に従って生活習慣の改善に取り組む必要があります。また、健診結果に基づいて、医師の指導に従って生活習慣の改善に取り組む必要があります。

この受診券の送付先

特定健康診査(セット券)

この券は、特定健康診査を受ける際に必要となります。また、特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高いと判断された場合は、この券を基に、医師の指導に従って生活習慣の改善に取り組む必要があります。また、健診結果に基づいて、医師の指導に従って生活習慣の改善に取り組む必要があります。

被扶養者(ご家族)の方にお送りしております。 協会けんぽ

平成31年度(2019年4月～2020年3月)
特定健診(特定健康診査)のご案内

年度内お一人様1回に限り、
協会けんぽが健診費用の一部を補助します。

●この健診は被扶養者(ご家族)の方が対象です。
※被扶養者(ご本人)の方は生活習慣病予防健診をお申し込みください。

特定健診は1年に1回受診しましょう

特定健診は、生活習慣病や、その前兆である
メタボリックシンドロームを早期に見見・改善するために実施しています。
健診をきっかけに「あなたの健康」を見直してみよう。

健診は健康状態を知る第一歩です。
受診するだけでなく、
その結果から健康リスクを把握して、
生活習慣を改善していくことが大切です。

特定健診の対象となる方

40歳～74歳の被扶養者(ご家族)の方

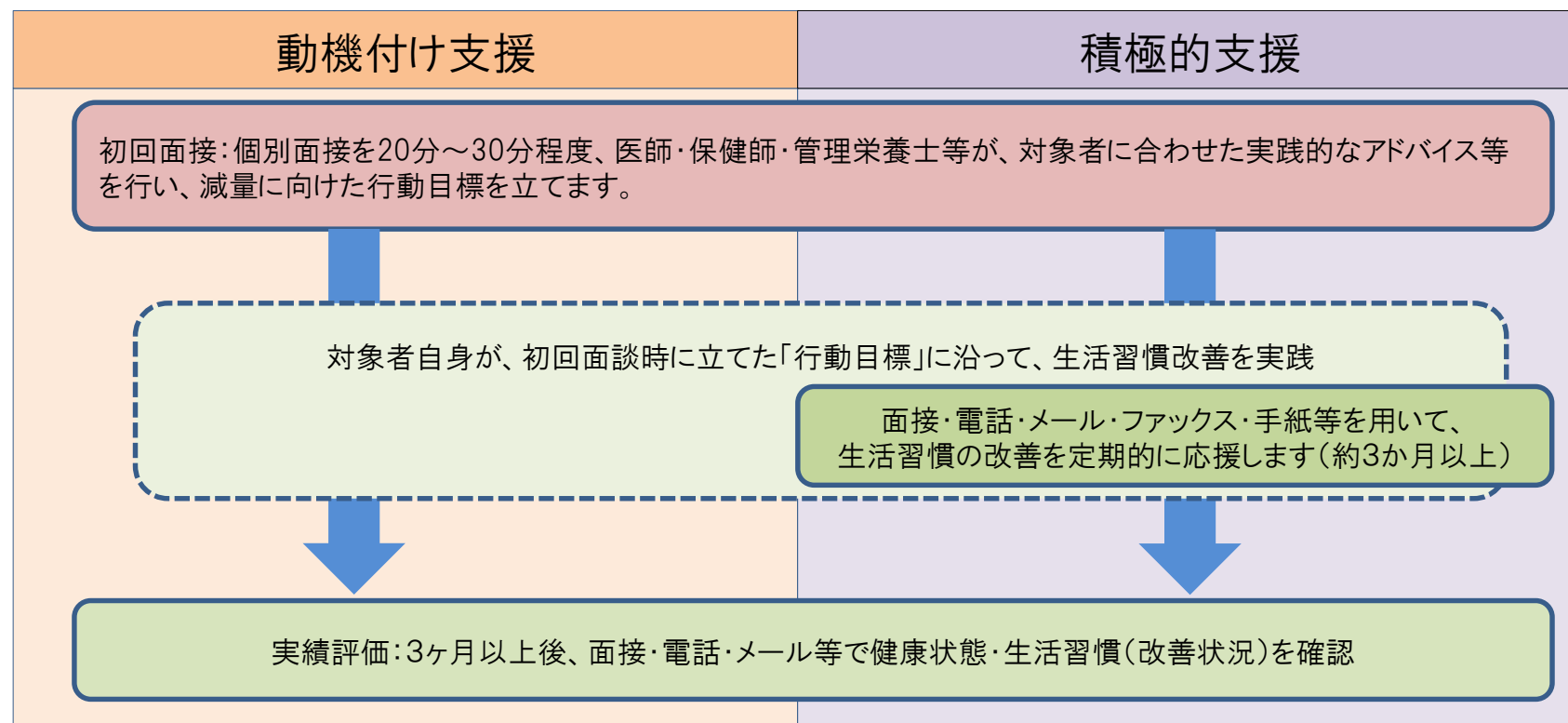
◆受診時に協会けんぽの被扶養者(ご家族)であることが必要です。
◆昭和54年4月1日～昭和59年3月31日生まれの方は、今年度から特定健診の対象になります。
40歳の誕生日を迎えていなくても平成31年4月1日から受診できます。
◆昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの方は、誕生日の前日までに受診を済ませていただく必要があります。

1

特定保健指導(1)

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる方に対し、生活習慣を見直すサポートをします。

特定保健指導には、リスクの程度に応じて、動機づけ支援と積極的支援があります。
(よりリスクが高い方が積極的支援となります。)



特定保健指導(2)

腹囲と追加リスク(健診結果に基づく下記①②③の数値)と喫煙により判定します。

①血 糖		②脂 質		③血 圧	
空腹時血糖が100mg/dl以上又は HbA1c(NGSP)5.6%以上		中性脂肪150mg/dl以上、又は HDLコレステロール40mg/dl未満		収縮期血圧130mmHg以上 拡張期血圧 85mmHg以上	
腹 囲	追加リスク①～③ ①血糖 ②脂質 ③血圧	喫煙歴	判定結果		
			40～64歳	65～74歳	
85cm以上(男子) 90cm以上(女性)	2つ以上該当	(問わず)	積極的支援	動機付け支援	
	1つ以上該当	あり	積極的支援		
	1つ以上該当	なし	動機付け支援		
上記以外で BMI25以上	3つ該当	(問わず)	積極的支援		
	2つ該当	あり	積極的支援		
	2つ該当	なし	動機付け支援		
	1つ該当	(問わず)	動機付け支援		

特定保健指導(3)

特定保健指導で皆様の健康づくりをサポートしています

健診を受診した結果により、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて生活習慣の改善が必要な方へ当支部の保健師・管理栄養士または外部委託機関による『特定保健指導』を実施しています。

被保険者(ご本人)様の保健指導

○健診後、特定保健指導の対象となる方がいる場合、事業所に特定保健指導のご案内が届きます。

○特定保健指導は、協会けんぽの保健師・管理栄養士または外部委託機関※が無料で実施します。

(※健診を受診した医療機関、または保健指導専門業者からのご案内が届くことがあります。)

被扶養者(ご家族)様の保健指導

○特定保健指導の対象となる方には、ご自宅等に特定保健指導利用券が届きます。利用券を持参し、特定保健指導実施機関でお受けください。

○特定保健指導実施機関及び費用については、協会けんぽのホームページでご確認いただくか、埼玉支部までお問い合わせ下さい。

どうして特定保健指導を受けた方がいいの？

- ・生活習慣病はメタボリックシンドロームに深く関係があり、動脈硬化を進行させるといわれています。
- ・生活習慣病のリスクが高い方に、リスクを減らすための特定保健指導を実施し、重症化しないようにサポートをしています。

特定保健指導ってどんなことをするの？

- ・現在の生活習慣をお聞きし、無理せず行える生活習慣改善のためのポイントをアドバイスします。
- ・対象者のライフスタイルに合った生活習慣改善方法を保健師・管理栄養士と一緒に考え、健康づくりのサポートをします。

ご自身の健康のために、ぜひ特定保健指導をご利用ください！

定期健康診断結果データのご提供のお願い

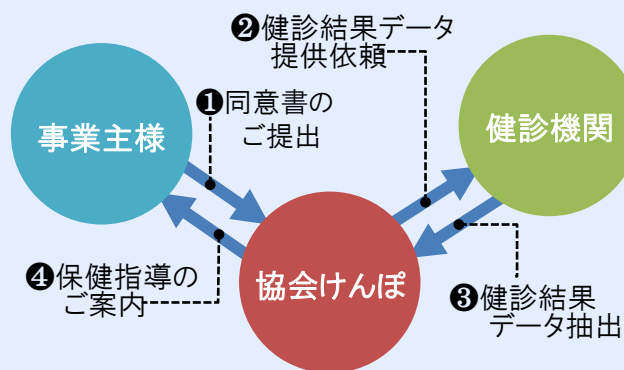
特定健診の対象となる40歳以上74歳以下の被保険者の方で、生活習慣病予防健診をご利用されない方は、協会けんぽで健診データを保有していませんので、特定保健指導につなげるために健診結果データのご提供をお願いしております。

定期健康診断の結果データのご提供は法律^(※)で事業主様に義務づけられておりますので、個人情報保護の問題もありません。

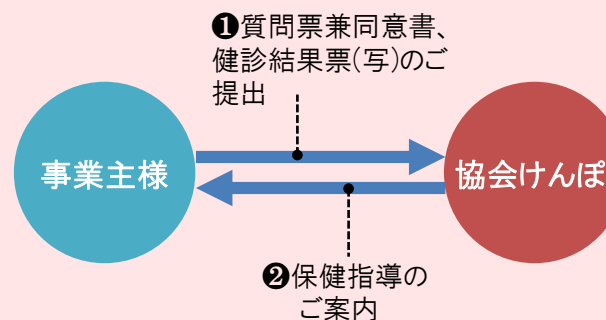
※高齢者の医療の確保に関する法律第27条第2項及び第3項

ご提供の流れ

① 健診機関から協会けんぽへ ご提供いただく方法



② 事業主様から協会けんぽへ ご提供いただく方法



※ 健診機関から健診結果データをご提供いただけない場合
事業主様からご提供いただく場合もございます。



定期健康診断結果データをご提供いただくと・・・

- ・生活習慣病リスクの高い方は特定保健指導が受けられます。
- ・協会けんぽでデータ分析を行い、地域・業態等の特性に合わせた効果的な保健事業に役立てます。

埼玉支部におけるデータヘルス計画

1. データヘルス計画とは

医療保険者が健康診査の結果や診療報酬明細書等から得られる情報、各種保健医療関連統計資料その他の健康や医療に関する情報を活用し、費用対効果の観点も考慮しながらPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために策定する計画です。

2. 実施内容

埼玉支部の生活習慣病に係る医療費や健診結果データの調査の結果、以下のような課題があることがわかりました。

- ・健診受診率が他支部と比較して極めて低い。
- ・入院外の医療費で高血圧性疾患と糖尿病が上位1・2位であり、その比率が全国を上回っている。
- ・虚血性心疾患による死亡率が全国と比較して高い。
- ・加入事業所数が多いため、事業所と連携した健康づくりが必要。

加入者の皆様のQOL(Quality of Life)の向上のため、埼玉支部は平成30年度からの第二期データヘルス計画において、糖尿病の重症化予防を中心とした計画を策定し、県、市町村、各種団体、医療機関、事業所など関係する皆様と様々な連携を行い、健康寿命の延伸・医療費適正化の取組みを行っています。

1. 糖尿病・高血圧等の重症化予防の推進

県・医師会・医療機関と連携し、糖尿病の重症化リスクが高い対象者に“糖尿病重症化予防プログラム”を提供し、リスクの低減を目指します。

健診結果で要治療と判定された対象者への治療勧奨を行い、重症化を予防します。

喫煙及び受動喫煙の対策を推進し、喫煙及び受動喫煙による糖尿病・高血圧の重症化リスクの低減を目指します。

2. 健康経営の推進(コラボヘルス)

保健事業の推進には、事業主の理解と協力が不可欠であることから、事業主と連携した職場における健康づくり(コラボヘルス)を実施しています。また、健康経営の推進には自治体や関係団体などと連携し「オール埼玉」での支援体制を構築しています。

3. 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上

事業者健診結果データの取得の推進や集団健診の実施を中心とした具体的な対策を実施し、受診率の向上を図ります。

4. 特定保健指導の実施率の向上

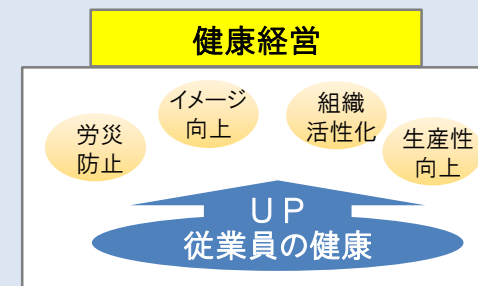
対象者にとって特定保健指導を受けやすい環境の整備を中心とした対策を実施し、実施率の向上を図ります。

「健康経営」の推進について

健康経営のすすめ！

少子高齢化等により労働力が限られていく中、人財「投資」は全ての組織にとって持続的成長のカギです。
『健康経営』とは、従業員の健康保持増進の取組が、将来的に収益性等を高める人財「投資」であるとの考えのもと、『健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること』です。

企業が健康経営の理念に基づき、従業員の健康保持・増進を行うことは、医療費適正化だけでなく、右図のように労災防止等様々な効果につながり、ひいては組織の活性化、企業業績等の向上にも寄与するものと考えられます。

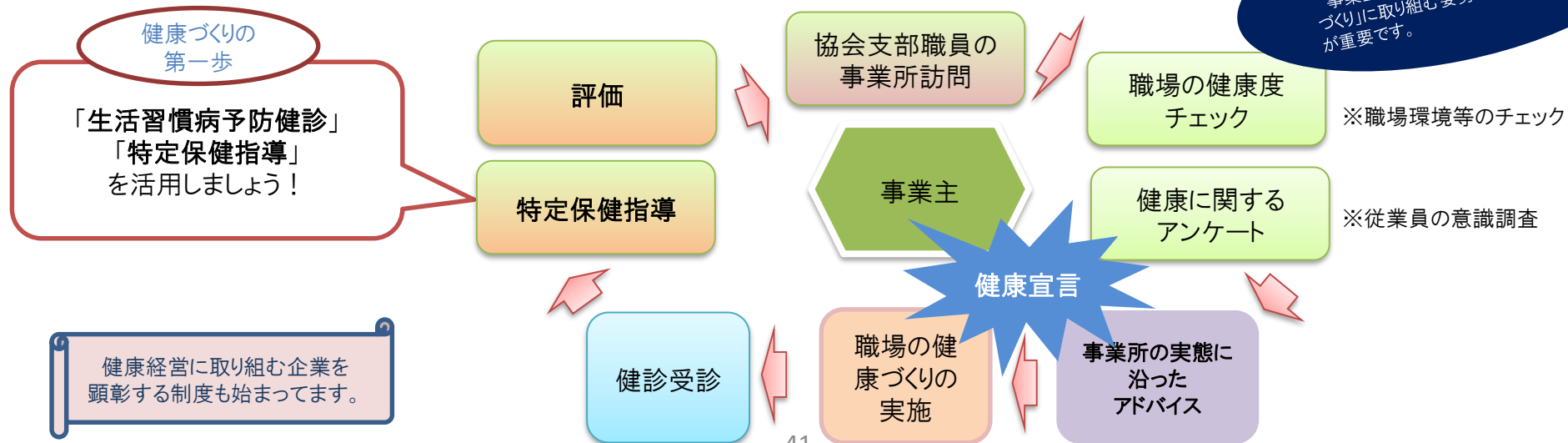


※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

—— 協会けんぽは職場における健康づくりをサポートします ——

協会けんぽ埼玉支部は、医療費情報・健診情報等の分析結果や「職場に関するアンケート」等に基づき、職場の健康課題について一緒に考え、必要なアドバイスや課題解決に向けた健康づくりの取組を提案いたします。

健康宣言をしましょう！
事業主自ら「職場における健康づくり」に取り組む姿勢を示すことが重要です。



「オール埼玉」で健康経営の取組みをサポートしています

「健康経営」は、企業が主体となり経営の視点で従業員の健康管理を行うものですが、企業だけで進めることは困難です。

以下は協会けんぽ埼玉支部ではサポート事例です。関係機関と連携協定を結び「オール埼玉」で健康経営の取組みをサポートいたします。

連携協定を締結している関係団体一覧	
1	埼玉県
2	さいたま市
3	埼玉県信用保証協会
4	埼玉産業保健総合支援センター
5	埼玉県医師会
6	埼玉県歯科医師会
7	埼玉県薬剤師会
8	さいたま商工会議所
9	埼玉県商工会連合会
10	新座市商工会
11	埼玉県中小企業団体中央会
12	埼玉県法人会連合会
13	埼玉県社会保険労務士会
14	埼玉県中小企業診断協会
15	女子栄養大学

協会けんぽ埼玉支部のサポート例

種別	サポート	内容
健康診断(加入者本人)	生活習慣病予防健診の実施	35歳以上の加入者本人に、特定健康診査とがん検診をセットで実施しリスク保有者を把握
健康診断(扶養家族)	特定健康診査の実施	40歳以上の扶養家族にメタボリックシンドロームに特化した健診を実施しリスク保有者を把握
健康管理(加入者本人)	事業者健診データによるリスクの把握	40歳以上の加入者本人の定期健康診断の結果の提供を事業者から受けリスク保有者を把握
健康診断後のフォローアップ	特定保健指導(40歳以上)	生活習慣病のリスク保有者に保健師、管理栄養士が生活習慣改善に向け6ヶ月間サポート
健康相談	一般的な健康相談	各種イベント会場や希望された企業において保健師による健康相談を実施
健康に関する情報提供	健康セミナーの開催	希望された企業において保健師や管理栄養士が健康づくり等に関するセミナーを実施
健康課題の把握	健康経営サポートカルテの提供	従業員30名以上の企業へ健康診断結果、医療情報に基づくその企業の健康状態を情報提供
職場の健康づくり	コラボヘルスの実施	企業と連携して健康課題に沿った職場における健康づくりを実施
要治療者への対策	糖尿病性腎症の重症化予防	糖尿病が疑われる加入者へ医療機関への受診案内 治療中の患者に主治医と連携した生活改善指導の実施
禁煙対策	禁煙チャレンジ制度	禁煙を希望する加入者にサポーターの応援を得ながら3ヶ月の禁煙にチャレンジしていただき達成者を認定

関係機関と連携した「オール埼玉」でのサポート例

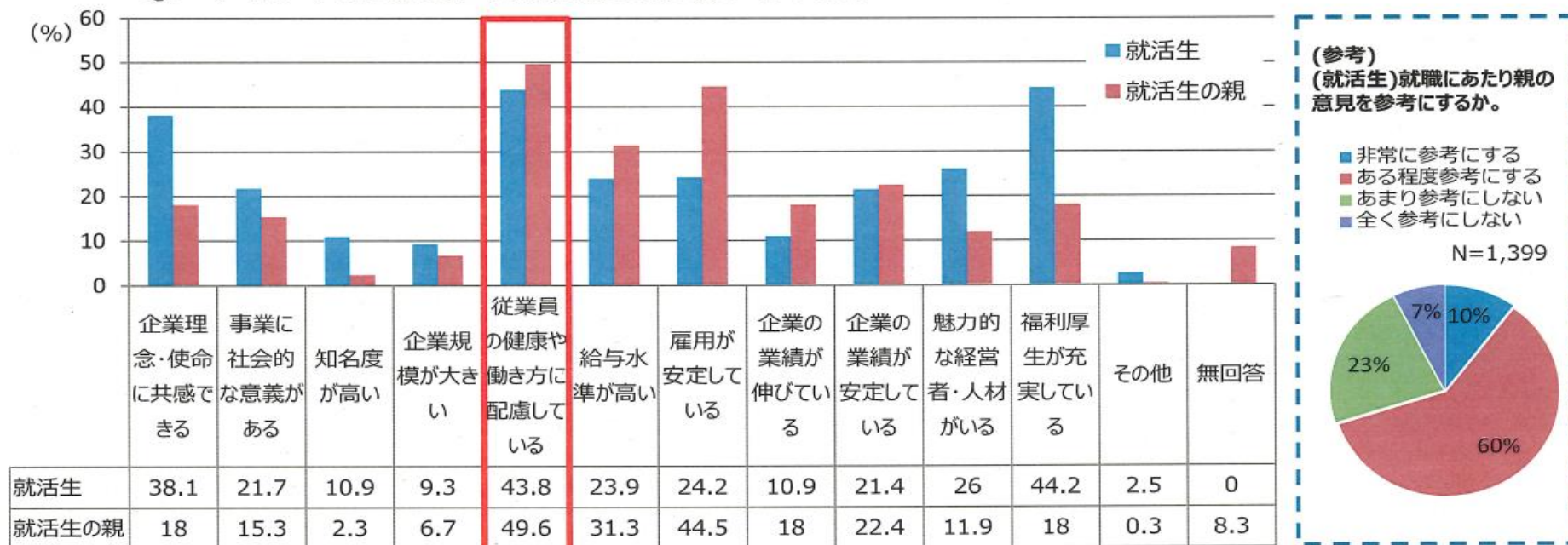
種別	サポート	内容	連携先
運動による健康づくり	継続的なウォーキングによる健康づくりのサポート	歩数計測、ポイントによる景品抽選など楽しみながら健康づくりを行うために埼玉県コバトン健康マイレージ、さいたま市マイレージを提供する	埼玉県、さいたま市
食事による健康づくり	食事による疾病予防対策のサポート	疾病ごとにその予防のための健康的な料理のレシピの紹介する	女子栄養大学
メンタルヘルス対策	職場のメンタルヘルス対策のサポート	産業保健総合支援センターのサービスを活用し心の健康づくり計画、研修、ストレスチェック制度導入等について専門家のアドバイスを提供する。	埼玉産業保健総合支援センター
産業医の活用	有所見者に対する産業医からのアドバイス	健診結果に異常所見がある労働者に対し、産業医より就業に関する意見を聴取する機会を提供する。	地域産業保健センター
健康に関する情報提供	健康に関する情報の習得	健康経営、禁煙、肝炎、ジェネリック等に関するセミナーの開催により、専門的な情報を提供する	埼玉県、さいたま市及び関係機関
ヘルスリテラシーの向上	従業員や担当者の健康に関する知識の習得	健康長寿サポーター養成講座の開催により、従業員や担当者に健康づくりに活用できる知識を提供する	埼玉県
金融面の優遇	健康経営企業に金融面でのサポート	「健やか」保証制度の活用により、健康経営企業の信用保証料を優遇	埼玉県信用保証協会

健康経営の効果（健康経営と労働市場の関係性）

- 就活生及び就職を控えた学生を持つ親に対して、健康経営の認知度及び就職先に望む勤務条件等についてアンケートを実施。就活生は「福利厚生の実現度」・「従業員の健康や働き方への配慮」との回答が4割を超え、親では「従業員の健康や働き方への配慮」・「雇用の安定」が4割以上を占める結果となった。
- 「従業員の健康や働き方への配慮」は就活生・親双方で特に高い回答率であった。
- 併せて、就活生が親の意見を参考するか否か調査したところ、7割が考慮すると答え、就職先を検討する上で親が持つ企業イメージ・情報が重要な要素を占めることが分かった。

Q.（就活生）将来、どのような企業に就職したいか。（3つまで）

Q.（親）どのような企業に就職させたいか。（3つまで）



※就活生のN数1399、親のN数1000における複数回答数を就活生、親それぞれで百分率にして比較

資料：経済産業省「健康経営優良法人2018中小規模法人部門について」